

(別紙)

※ 報告書1から4の(3)の「C」欄が80%を超えたすべてのサービスについて、この(別紙)を作成してください。
(80%を超えたサービスが複数ある場合については、それぞれ用紙をコピーするなどによりサービスごとに作成してください。)

報告書の「C」欄が80%を超えたサービス名を選んでください。

※ 80%をこえたサービスが複数ある場合については、それぞれ用紙をコピーするなどによりサービスごとに作成してください。

※ 通所介護と地域密着型通所介護を合算した上で80%をこえた場合は通所介護を選んでください。

判定期間に当該サービスを位置付けた
居宅サービス計画の総数(A)

(報告書の合計(A)の数字を記入)

上記のうち紹介率最高法人を位置付けた
居宅サービス計画数(B)

(報告書の合計(B)の数字を記入)

貴事業所は、以下1～6のいずれかのケースに該当しますか。

- ・ 「はい」を選択した場合は、貴事業所が該当すると考えるケース(以下1～6)の該当箇所に必要事項を記入してください。記入された内容を基に当方にて審査を行います。
- ・ 「いいえ」を選択した場合は、「正当な理由」はないと扱われますので、減算が必要となります。その場合には、これ以降の質問については回答しなくて結構です。報告書及び(別紙)を提出いただくと共に、サービス提供分の報酬について減算請求をしてください。

1 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、訪問介護サービス等の各サービス事業所の開設法人数が5未満である。(判定期間初日を基準に判断してください。)

(1) 貴居宅介護支援事業所の運営規定に定めてある「通常の事業の実施地域」を記載してください。(欄が不足する場合には別紙等に記載してください。)

(2) 記載した「通常の事業の実施地域」内にある、80%を超えたサービスの事業所の開設法人数が5未満ですか。(どちらかに○)

はい

・

いいえ

2 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である

→ 本紙の表紙に記載されている住所を基に市で判断します。

3 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画(以下、「プラン」という。)件数が20件以下である。

→ 本紙の表紙に記載されている「居宅サービス計画数」を基に市で判断します。

4 サービスごとに計算した場合に、対象サービスを位置付けているプラン件数が、判定期間の1月当たりの平均で10件以下である。

→ 本紙の表紙に記載されている「居宅サービス計画数」を基に市で判断します。

5(1)【訪問介護サービスについて】プラン作成時点(毎月のサービス利用票作成時点)で以下の各条件のいずれかに該当するプランを除いて再計算した結果、80%以下になる。

ア 貴居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域内において、通院等乗降介助サービスを行っている訪問介護事業所が、プラン作成時点において、5事業所未満であり、通院等乗降介助のプランを位置付けた判定期間中のその件数等について。

(1) 通院等乗降介助の位置付けをしたプランの総件数 件 (a)

(2) (1)のうち、紹介率最高法人を位置付けたプランの件数 件 (a')

イ 貴居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域内において、早朝・夜間・深夜のサービスを行うことについて運営規程に定めている訪問介護事業所が、プラン作成時において、5事業所未満であり、早朝・夜間・深夜の訪問介護サービスのプランを位置付けた判定期間中のその件数等について。

(1) 早朝・夜間・深夜のサービスの位置付けをしたプランの総件数 件 (b)

(2) (1)のうち、紹介率最高法人を位置付けたプランの件数 件 (b')

5(2) 5(1)ア、イ及び6(1)、(2)の各条件に該当する利用者以外の利用者に対し、「事業所の比較検討に関する利用者説明ガイドライン」に従い、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域において当該種類のサービスを行っている事業所のうち異なる法人が開設する5以上の事業所を比較検討できるよう、事業所の一覧表、パンフレット等を使用して十分説明を行い、利用者の希望の確認を文書で得ている。

ア 判定期間において、5(1)ア、イ及び6(1)、(2)に該当する利用者以外のプラン件数 件

イ アでカウントした利用者(5(1)ア、イ及び6(1)、(2)のいずれにも該当しない利用者)に関しては、質問に回答してください

※ 例えば、判定期間中に区分変更認定と更新認定があった利用者などがいた場合には、それぞれの欄について1件(合計2件)としてカウントしてください。

(ア) アのうち、判定期間中に新規にプランを作成及び変更(この場合のプラントは、毎月のサービス利用票ではなく、1表を含めたプラン全体のことです)した利用者のプラン件数	件
(イ) アのうち、判定期間中に区分変更認定を受けた利用者のプラン件数	件
(ウ) アのうち、判定期間中に更新認定を受けた利用者のプラン件数	件
合計	件

ウ 上記イ(エ)の合計件数のうち、利用者説明ガイドラインが規定する「2. 利用者への説明の方法等」「3. 説明すべき事項・項目」「4. 利用者の希望の確認」に従い、「居宅サービス事業所の選択に関する説明についての確認書」による利用者の希望及び事業所の選択理由の確認を行った利用者のプラン件数

※ 例えば、判定期間中に区分変更認定と更新認定があった利用者などがいた場合に、区分変更認定時と更新認定時にそれぞれ希望の確認を行った場合には、合計2件としてカウントします。

件

6 プラン作成時点(毎月のサービス利用票作成時点)で以下の各条件のいずれかに該当するプランを除いて再計算した結果、80%以下になる。

- (1) 市町村から、プラン作成と居宅サービスを同一法人の事業所で実施してほしい旨の依頼があった利用者のプランがある場合には、その市町村名とプランの件数

(カッコ内は、該当するプランのうち、紹介率最高法人を位置付けたプランの件数です。)

市町村名	各件数
	件 (件)
	件 (件)
	件 (件)
合計	c 件 (c' 件)

- (2) 判定期間中に、他の居宅介護支援事業所の閉鎖等(事業所の休止などが含まれる)により引き受けざるを得なくなった利用者のプランがある場合には、その理由と事業所番号・名称及び各件数

理由	事業所番号・名称	各件数
		件 (件)
		件 (件)
合計	d	件 (d' 件)

【以下は5(1)及び6の共通事項】

- ① 5(1)ア、イ及び6(1)、(2)に記載したプランの件数の合計(0件の場合は0)

$$a+b+c+d = \text{件 (ア)}$$

- ② 「当該サービスを位置付けた居宅サービス計画の総数」(1ページ(A)欄)から、①で計算した件数(ア)を除いた件数

$$(A)-(ア) = \text{件 (イ)}$$

- ③ 紹介率最高法人を位置付けたプランのうち、5(1)ア、イ及び6(1)、(2)に該当するプランの件数

$$a' + b' + c' + d' = \text{件 (ウ)}$$

- ④ 「紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数」(1ページ(B)欄)から、③で計算した件数(ウ)を除きます。

$$(B)-(ウ) = \text{件 (エ)}$$

- ⑤ 補正した、当該サービスにおいて紹介率最高法人が占める割合

$$(エ) \div (イ) = \% (オ)$$